

これでは学校が持たない！

4月10日から、「教員給与特別措置法」（給特法）改定案が審議入りしました。その中身について、Q&Aでまとめてみました。



Q 賃金は増えるんでしょう？

A 教職調整額が来年1月から上がるけれど...

教職調整額を段階的に現行の4%から10%に引き上げ、学級担任手当として月3,000円を加算するとしています。しかし、担任外の教職員や特支学級の担任は学級担任手当の対象ではありません。さらに、学級担任手当の原資として義務教育等教員特別手当の削減や特支教育の「給料の調整額」の見直しまでもが検討されています。
残業代支給で、「定額働かせ放題」を解消することが必要です。



Q 主務教諭って何？

A 教諭の上に創設される職で、教職員が分断される心配が...

「主務教諭だから」と、様々な仕事が押しつけられ、学校現場が大切にしてきた協力共同の関係がくずされることが心配です。東京都では既に「主務教諭」のような職「主任教諭」が導入されていますが、職場の分断をうんでいます。



Q 少しは長時間労働が改善されるのでは？

A 対策は学校に丸投げ。時短ハラと持ち帰り残業が心配

業務を減らさずに、教員を増やさずに、長時間労働を改善することはできません。「現場の工夫」で仕事を減らすには限界があります。埼玉県内では「定時退勤推奨ウィーク」が設定されていますが、機械的な時短の強要は、時短ハラや持ち帰り仕事が増えることにもつながりかねません。教育予算を増やし、教員を増やすこそ必要です。



おしごとのこまり事があれば、いつでもご相談ください。

埼玉県教職員組合（埼教組）048-824-2511

<http://www.kyouiku-net.org/>

緊急署名とりくみ中！

